

北海道難聴児支援推進協議会 開催要領

(目的)

第1条 北海道における難聴児の早期発見・早期療育の推進のため、保健、医療、福祉及び教育等の関係機関等による、難聴児支援に関する切れ目のない支援体制の充実や、支援に関する施策の推進及び連携の強化を図るため、北海道難聴児支援推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(議題)

第2条 協議会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 難聴児の早期発見・早期支援に関すること
- (2) 難聴児の支援に係る関係機関の情報共有に関すること
- (3) 難聴児の支援に係る連携の強化や支援体制の充実に関すること
- (4) 難聴児の支援に関する施策の推進に関すること
- (5) その他難聴児の支援に関すること

(組織)

第3条 協議会の構成員は、保健・医療・福祉・教育関係者、学識経験者、当事者団体、関係行政機関及び団体の職員のうちから、子ども応援社会推進監が選任する。

- 2 子ども応援社会推進監が必要と認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求めることができる。
- 3 協議会に座長を置き、子ども応援社会推進監が指名する。
- 4 座長は、協議会の議事を進行する。
- 5 子ども応援社会推進監は、座長が不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 6 協議会の事務を処理するため、保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課に事務局を置く。

(公開)

第4条

- (1) 傍聴及び取材は、協議会の運営に支障を来さない範囲において認める。
- (2) 資料は、傍聴者及び取材者に配付する。
- (3) 協議会の会議の終了後、配付資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表する。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、子ども応援社会推進監が必要と認めるときは協議会、資料、議事概要の全部又は一部を非公開にすることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、子ども応援社会推進監が定める。

附則

この要領は、令和6年10月29日から施行する。

附則

この要領は、令和7年6月16日から施行する。

北海道難聴児支援推進協議会名簿

令和7年7月7日現在

区分	機関等	役職等	氏名	備考	
構成員	保健・医療・福祉・教育関係者	一般社団法人北海道医師会	常任理事	寺本 瑞絵	産婦人科医
		一般社団法人北海道医師会	常任理事	末岡 裕文	小児科医
		一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会北海道地方部会	常任理事	新谷 朋子	耳鼻科医
		社会福祉法人麦の子会	難聴児支援部長	佐藤 靖典	
		北海道聾学校長会	会長	菅野 弘尊	札幌聾学校
	学識経験者	札幌大学地域共創学群人間社会学域総合教育学系	教授	小嶋 義勝	
	当事者団体	公益社団法人北海道ろうあ連盟	理事	宮内 博子	
	関係行政機関及び団体の職員	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	課長	菊田 潤	
		札幌市子ども未来局子育て支援部	母子保健担当課長	石川 珠美	
		北海道立子ども総合医療・療育センター	言語療法係長	齋藤 幸子	
		北海道立旭川子ども総合療育センター	リハビリテーション課言語療法係長	筒井 美奈子	
	座長				子ども応援社会推進監が指名
	事務局	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課			